はたらくのそばで、ともに歩む

連合兵庫 春季生活闘争NEWS

号外
2026年 夏号
2026年7月 9日
発行
発行人
連合兵庫
中小共闘センター

◀連合兵庫HP
連合兵庫 検索

7/3 最終回答集計結果公表 3年連続の5%超え！

○平均賃金方式で回答を引き出した全国5368組合の加重平均（規模計）は1万6400円、5・01%となっており、300人未満の中小組合（3831組合）は、1万2866円、4・69%で、額では昨年同時期を上回りました。
○兵庫県においては207組合の加重平均（規模計）1万6615円、5・30%、300人未満の中小組合（157組合）は、1万3782円、4・81%で、全国平均を上回る高水準となりました。

	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
賃上率(%)	5.11	5.95	5.66	4.97	3.90	3.11	2.86	2.84	2.83	2.59	2.10	1.94	1.92	1.72	1.63	1.70	1.68	1.79	1.86	1.88	1.88	1.67	1.67	1.71	1.72	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58	5.10	5.25	5.01
中小賃上率(%)	5.04	5.84	5.70	5.10	3.99	3.11	2.80	2.68	2.66	2.41	1.79	1.73	1.70	1.34	1.26	1.35	1.56	1.67	1.72	1.72	1.45	1.47	1.53	1.52	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	4.45	4.65	4.69

連合兵庫 那須会長 《評価と課題》

○連合兵庫の集計では全体平均5．30%、300人未満の中小組合4．81%となり、格差拡大に歯止めをかけることができなかったことは至極残念です。
○26春闘は中小共闘に力点を置き、情報収集、経営者・経済4団体への価格転嫁の要請書手交、街頭行動、政労使会議や兵庫版地域活性化フォーラムの開催、春闘NEWSの発刊など、これまでにない取り組みを行った結果、全国を上回る成果が得られたことは次年度27春闘への足掛かりになったと考えます。
○一方で先行き不透明な中東情勢の中で、労使が現状を正しく認識し粘り強い交渉を積み重ねてきた結果でもあります。
○この成果を踏まえ、人事院勧告や最低賃金へ確実に波及させ、賃金の底上げ、底支え、格差是正に向けて、「未来づくり春闘」を前進させましょう。

トヨタレンタリース兵庫労働組合（自動車総連）各務執行委員長に聞く

9月決着にむけて！

【26春闘の要求内容と特徴】

○定期昇給は3～4，000円水準、ベースアップ目安は1万5，264円。一時金5か月と最低賃金は3月中に妥結済。
○特徴：近年は新卒初任給を高水準まで底上げしており、新卒クラスへの追加配分は優先せず、中堅・役職層への配分重視。

【事業・市場環境】

○レンタカー役目を終えた車両の売却益が大きな収益源で、中古車市場の高騰で業績は追い風であるが、市況及転時の利益圧迫リスクが大きく、賃上げ持続性に不確実な状況。

【価格転嫁と人材確保】

○価格転嫁の現状は、販売店の工賃が過去2年で大きく上昇し、無料洗車等の有料化も進展しつつ、一方でメンテナンス費の上昇分はリース料金へ価格転嫁可能な構造となっている。
○新卒は大企業に採用枠を押さえられる傾向が強まり、採用は難化傾向で、中途採用の活用が増加している。整備士の確保が特に困難な状況。

【中東情勢混乱による影響】

○オイルなどを小分けにする容器が不足し供給が滞っている（ドラム在庫はあるが小分けできず販売不可）
○一部部品は交換頻度の延伸運用やリードタイム長期化への対応が発生している。

【春闘スケジュール】

○4月：会社と協議（自動車業界・トヨタ系の妥結水準を踏まえた数字の共有）、7月～9月：連合回答集計等をもとに会社と協議、9月中旬：最終妥結予定、10月1日：賃金改定・制度適用開始予定。

【今後の課題】

○地方の整備工場は高齢化・設備投資負担が重く廃業もある中、統括会社経由の広域メンテナンス網の活用。
○都市部偏在により、顧客の希望場所での点検・整備手配の柔軟性確保が引き続きの課題。
○近年、社員が「つながり」を求めにくい傾向があり、レクリエーションやコミュニケーション機会の設計が必要。

【トヨタレンタリース兵庫労働組合】

《業種》 自動車リース レンタル事業
《執行委員長》 各務 正和
《組合員数》 208名
《上部団体》 自動車総連
《所在地》 神戸市

最低賃金とは？

知ってますか？ NEWS 最低賃金

●使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。
●最低賃金額は、最低賃金審議会(都道府県ごとに設置)による審議を経て毎年改定しています。審議会は、公益委員・労働者側委員(連合)・使用者側委員で構成されています。
●最低賃金は、都道府県ごとに定められている「地域別最低賃金」と、特定の産業ごとに定められている「特定最低賃金」の2種類あります。「地域別最低賃金」は、2025年10月以降、全国加重平均で1,121円（時間額）になります。

連合兵庫 長谷川事務局長 ひとこと

すべての働く仲間のためにも春季生活闘争は重要な取り組み！

連合最終集計結果において全体で5%越えとなりました。今後は最低賃金の議論が本格化します。最低賃金は、春闘で賃上げが大きい年ほど、引き上げられる傾向があります。これは、最低賃金が社会全体の賃金水準とかけ離れないようにするためです。したがって、民間春闘は最低賃金を法的に決定するものではありませんが、最低賃金改定の重要な判断材料の一つといえます。

また、人事院勧告も例年でみると8月上旬に勧告が見込まれますが、公務員の方々の諸条件も民間水準と均衡させるための勧告であることから、春季闘争はすべての働く者のためにも重要な取り組みです。賃金は上がるもの、デフレには戻らない、このマインドを社会全体のものとしていくには、緊張と信頼ある労使関係のもと、実質賃金の持続的上昇、そのすそ野の拡大と価格転嫁含めた格差是正等、くらしの向上にこだわり続け、年間通じて労働組合が役割を発揮していくことが不可欠だと考えます。